

みらいの県土

建設発生土の適正な搬出先への確実な搬出に向けて
受発注者のみなさまに情報をお届けします

No.22



みらいの「県土」研究会 庁内連絡会を開催しました

土木事務所は社会基盤整備を、農林事務所は農山村の産業振興等の整備を目的として公共事業を実施しています。

両者は同じ「土」を扱う工事を担当していますが、これまで土木事務所と農林事務所は「土」に関してあまり交流がありませんでした。

建設発生土の有効活用・適正処分が課題となっている中、共にみらいの県土づくりを推進するため、まずは県庁内の連携を強化する仕組みを構築することを目的とし、庁内連絡会を開催しました。

事務所	日付
下田	9月24日
熱海・沼津	9月18日
富士	9月24日
静岡	10月9日
島田	10月8日
袋井	9月24日
浜松	9月18日



建設発生土の受入が多い「土地改良事業」とは…？ 事業の特徴について説明しました

建設発生土に関する情報は圧倒的に受入情報が少ないため、まずは、受入れ需要の多い土地改良事業の特徴について、技術調査課から説明を行いました。

計画策定	ゼロから地元と意見交換し、事業計画を策定する 設計形状（切土・盛土）は自由に変更可能で、営農条件の改善を図る
受益者負担	農家が個人負担金を支払うため、比較的安価な工法を選定する その結果、造成事業では土を生かした設計が主流である
国庫補助事業	事業は国からの補助金を受けて実施され、市町と連携して事業を申請する 予算は国の状況に影響されるが、比較的安定している
土地改良区との連携	土地改良区と協力し、工事を進める 土地改良区は地域農業の生産基盤を維持・改善する役割を担う

また、土木工事では一般的に活用困難とされる有機質土（表土）について、条件付きながら「有機質土＝即処分」とはならず、耕作土として価値のある土となる場合があることを説明しました。



各事務所の意見をまとめました

●現状 大規模な土地改良事業実施地域（下田、静岡）では土木農林間の流用調整が活発に行われています！

土木	運搬距離や管内外を考慮しなければ、 処分場は確保できている しかし、 処理費用が高騰し、事業の進捗が停滞している 発生土の事業間流用を進めるために安価で利用できるストックヤードは不可欠
農地	主に国や市町から発生土を受け入れているが、 タイミングが合わずに入入れを断ることがある 効果的に発生土を受入れるためにストックヤードは不可欠
森林	現場が山間部で場内処分を原則としているため、災害時を除き発生土処理の問題はほとんど発生していない

●府内連絡会について

- ・発生土の流用調整は、従来必要に迫られて個人的な伝手に頼ることが多かったため、**府内連絡会の取り組みは有効**
- ・情報の陳腐化を防ぐ手段が重要

●リサイクル原則化ルールについて

建設発生土の工事現場からの搬出は、まずは50kmの範囲内の他の建設工事へ搬出することを原則とする本県のルールについて、土木と農林の職員が共通認識を持つことが重要

建設発生土の流用調整は手間と時間を要するため、いただいたご意見をもとに、原則化ルールの周知徹底や改定を行うとともに、土木農林の工事間の流用調整をより効率的にできるような情報共有ツールを構築していきたいと思います。

また、現在稼働している静岡県建設発生土マッチングシステム（SSM）につきましても、ぜひご活用ください！